平成２８年（フ）第６７号
茨城県取手市東４丁目２番28―７号
債務者　木村　　満
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第５６号
徳島県徳島市川内町平石夷野417番地の34
シーパレス102、旧住所徳島県鳴門市大麻町桧字中山田13番地61
債務者　松岡　憲一
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
徳島県徳島市川内町榎瀬835番地の30　シエル川内101号室、旧住所広島県呉市川尻町久筋２丁目７番37号　株式会社玉力汽船
債務者　鳥屋尾充也
1　決定年月日時　平成28年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
愛媛県宇和島市祝森甲1143番地77
債務者　濱本　昌和
1　決定年月日時　平成28年６月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第６０号
徳島県板野郡藍住町笠木字中野183番地３
第１藍住マンション　206号、旧住所徳島県板野郡上板町瀬部587番地６
債務者　大前美榮子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２号
宮城県大崎市古川稲葉字大江向129番地
コーポ高橋Ｂ棟101号
債務者　相沢　慎也
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
宮城県大崎市古川大宮８丁目３番19号
債務者　阿部　大樹
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
静岡県富士宮市小泉1577番地の35
債務者　佐野　里枝
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０３号
兵庫県伊丹市北野６丁目38番地伊丹天神川病院、住民票上の住所兵庫県宝塚市高松町７番22号沖美荘２Ｆ
債務者　山下　尚之
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１２１号
愛媛県松山市桑原１丁目７番42号
債務者　田中　陽介
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４９号
愛媛県松山市西垣生町336番地　グランシェル西垣生２　107号
債務者　海老根広己
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３５号
福岡県直方市大字中泉1249番地１
債務者　塩見　聡子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第１８号
福岡県八女市本町１番地154　グランデ八女203号
債務者　後藤　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１９号
福岡県八女郡広川町大字水原269番地２
債務者　藤吉　敏和
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２０号
福岡県八女郡広川町大字水原269番地２
債務者　藤吉　茂美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２４号
福岡県田川郡川崎町大字川崎333番地の４
合戸アパート２号
債務者　有門　歩美
1　決定年月日時　平成28年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
福岡地方裁判所田川支部